

# 三条商工会議所 グループ出展支援事業要綱

## 目 的

展示会出展意欲のある事業者で、展示会・見本市における1小間を借上げることが難しい事業者に対して、会議所が当該展示会への出展支援を行うことで参加事業所の販路拡大に繋げることを目的とする。

## 内 容

### < 1. 支援対象 >

下記要件を満たし、2社以上で構成された展示会出展グループ

グループ構成要件：グループ構成事業者のうち1/2以上が小規模事業者であり、グループを構成する全事業者が三条商工会議所会員であること。

※小規模事業者とは商業・サービス業は従業員5名以下、製造業その他は従業員20名以下を示す。

### < 2. 支援内容 >

#### ・ 出展小間料の補助

1グループあたり、1小間(3m×3m 税込額)の2/3の額(補助上限1小間あたり30万円)とする。ただし計算結果により端数が出る場合は千円未満の位を切り捨てし補助額を算出する。

注：1小間の大きさが3m×3mを超える展示会は3m×3mあたりの小間代で計算する。1小間の大きさが3m×3m未満の展示会については、3m×3mに換算せずそのままの出展小間料で計算する。

#### 「計算例」

例①：グループ形成3社：うち2社が小規模事業者で出展小間数が1小間、

1小間30万円(税込)の場合

出展小間料：30万×1小間=30万円

補助率：30万(1小間単価)×2/3=20万円(交付上限)

20万×1小間=20万円(グループ全体の補助上限金額)

例②：グループ形成5社：うち3社が小規模事業者で出展小間数が2小間、

1小間45万円(税込)の場合

出展小間料：45万×2小間=90万円

補助率：45万(1小間単価)×2/3=30万円(補助上限30万円以内)

30万×2小間=60万円(グループ全体の補助上限金額)

例③：グループ形成 4 社：うち 2 社が小規模事業者、出展小間数が 1 小間(小間サイズ 6.0m×3m が主催者 1 小間規格) 出展小間料が 70 万円(税込の場合)  
出展小間料が 70 万円であるが、3m×3m に換算するので、  
70 万円 ÷ 2 = 35 万円(3m×3m あたりの金額)  
出展小間料(3m×3m 単位)：35 万×2 小間=70 万円  
補助率：35 万(3m×3m 単価)×2/3=23.3 万円(上限 30 万以内)  
23.3 万×2 小間=46.6 万円(グループ全体の補助金額)

### < 3. 補助金交付以外の支援内容 >

- ・当事業では金銭面の補助だけでなく下記支援を行う。
  - ・本事業および展示会の利活用方法についての支援  
例：展示会の開催情報(申込時期開始後)の提供、出展後の顧客獲得についてのアドバイス
- また、本事業を行うにあたりグループ構成企業に展示会出展目標等のヒアリングを行う。
- 上記支援は当所だけでなく状況により専門家(中小企業診断士等)にも依頼し実施する。

### < 4. 申請・補助金交付に必要な書類 >

- ①グループ出展支援補助金交付申請書(代表企業が作成) …様式グ支-1
  - ②出展小間料計算書…様式グ支-2
  - ③展示会出展申込書(展示会主催者発行のもので出展小間料の記載があるもの)
- ※申請の段階で主催者発行の申込書が無い場合は金額の分かる HP をプリントアウトしたのものでも可 (当該展示会申込後の提出は必須)

### < 5. 交付決定通知後に必要な書類 >

- ③展示会出展申込書(展示会主催者発行のもので出展小間料の記載があるもの)
- ※申請時に提出してあればこの段階では不要
- ④グループ出展支援補助金振込先口座記入書…様式グ支-3

### < 6. 補助金受取に必要な書類 >

- ⑤グループ出展支援補助金展示会出展完了報告書(代表企業が作成し提出。出展の様子が分かる写真の添付も必須。)…様式グ支-4
- ⑥展示会主催者から発行された小間料金請求書もしくは領収書

### < 7. 補助金受領後に必要な書類 (展示会出展の 3 ヶ月後に提出) >

- ⑦グループ出展支援補助金展示会活動状況報告書…様式グ支-5  
(グループ構成企業全社が提出。出展直後と出展 3 か月後の成果、出展 1 年後の目標を提出)

## < 8. 補助金の申請・支払について >

### 第一次公募

- ・ 本事業を利用する場合は < 4. 申請・補助金交付に必要な書類 > の①、②、③を記載し、平成29年11月30日(木) 必着で三条商工会議所事務局に提出すること。
- ・ 本補助金の申請結果については 平成29年12月21日(木) までに審査結果を送付する。
- ・ 補助金の支払いについては、展示会出展後とする。
- ・ 補助金については、グループ代表企業に振り込む。
- ・ 補助金の振込時期については、< 6. 補助金受取に必要な書類 > ⑤、⑥を提出した 翌月20日払いとする。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とする。

## < 9. 補助金交付決定後の事業の変更・中止について >

- ・ 本事業の交付決定を受けた事業で出展する出展小間数の変更、出展事業者を変更する場合は、変更決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。

⑧グループ出展支援補助金 内容変更承認申請書…様式グ支-6

⑨出展小間数の変更の場合のみ：変更後の展示会の出展小間料で計算した、出展小間料計算書…様式グ支-2

なお、変更によって補助対象経費が減額になる場合は、補助金を減額して交付する。また、変更によって補助対象経費が増額になる場合でも補助金額は当初交付決定した金額から増額はしない。

- ・ 本事業の交付決定を受けた事業で中止する場合は、中止決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。

⑩グループ出展支援補助金 事業中止承認申請書…様式グ支-7

#### < 10. 注意事項 >

- ①出展する展示会は国内のみを対象とする（海外は対象外）
- ②当該年度の予算に到達しだい終了する。
- ③申請グループ数によっては補助金を減額して交付することがある
- ④本事業を利用した場合は、展示会出展完了の報告並びに出展後、3 か月経過後の活動状況報告書の提出を義務付ける。  
展示会出展完了報告書は当該展示会終了後一週間以内にグループ代表企業が、活動状況報告書の提出については構成グループ出展全社からの提出を義務付ける。
- ⑤特定企業（取引先企業等）のイベント（周年事業等）への出展は対象外とする。
- ⑥原則として1事業年度のうち、同グループもしくは同代表企業が複数の事業申請を行う事は不可とする。
- ⑦当所が事務を受託している団体が行う事業は本事業の対象外とする。
- ⑧当所並びに他機関及び他団体の共同小間として出展する場合は対象外とする。
- ⑨他の補助金との併用は不可とする。
- ⑩内容に疑義が生じた場合は三条商工会議所マーケティング委員会にて協議し、対応を決定する。
- ⑪本事業の活用にあたり、不正行為が発覚した場合は、本事業の対象を取り消し、補助金の返金、本事業の利用の停止を行う。

#### < 11. 問い合わせ先 >

三条商工会議所 産業振興課

TEL：0256-32-1311 FAX：0256-32-1310

e-mail:hanro@sanjo-cci.or.jp